

# 蔵王協議会だより

Z A O C O N F E R E N C E

36

2022



photo:研修医対象トリアージ訓練の様子

voice え

地域医療を見つめ  
愛され続ける病院をめざして。

## 寄稿

蔵王協議会会員の〈声〉

山形市立病院済生館 病院事業管理者 貞弘 光章

蔵王協議会会員の〈声〉

日本海総合病院 院長 島貴 隆夫

蔵王協議会会員の〈声〉

西川町立病院 院長 武田 隆

研修医の〈声〉

山形大学医学部附属病院

研修医 1年 花谷 拓海

研修医 2年 齋藤 翔子

指導医の〈声〉

山形大学医学部附属病院 放射線治療科 萩原 靖倫

## 報告

蔵王協議会活動報告(定期総会／各種委員会)

蔵王協議会会則／山形大学関連病院会会則

蔵王協議会役員・監事一覧

山形大学関連病院会加盟病院一覧





## 二次救急医療の課題と 総合的支援の必要性

山形市立病院済生館  
病院事業管理者 貞弘 光章

二次救急医療機関とは、都道府県が作成する医療計画に基づいて救急告示病院として整備され、救急患者の初期診療から入院や手術にも対応し、24時間365日体制で救急患者の受け入れを行う施設とされています。更に高度なレベルの救急医療が必要と判断されれば三次救急医療機関に搬送されるなど救急医療連携の橋渡しの役目も果たします。山形市内には令和4年7月の時点で9施設が救急告示病院に指定されていますが、三次救急を行う2施設を除けば全てが二次救急医療機関であり、救急症例数全体の中で最も大きなボリュームを引き受けています。

当院も二次救急医療機関であり、令和3年度の救急受け入れ件数は12,120件で、その内の救急車搬送件数は4,872件を数え、他の施設を圧倒的に凌駕しています。山形市内の約40%と東南村山地域の約30%の救急搬送受け入れの実績があります。

しかし、この救急医療のラージボリュームを担っている二次救急医療に黄色信号が灯っている現実があります。一つは、救急医療の広域化や地域住民の24時間医療を求める意識の変化により、救急搬送件数は確実に増加しています。更に、救急搬送される患者側の要因として、要介護者や多病背景疾患を抱える境界領域が多くなり、救急対応や入院後の医療と看護負担が大きく、また、入院期間の長期化が見られています。このような救急受け入れ患者の質の変化に病院側も適切に対応していく必要ができました。二つ目は、病院側の問題として、担い手となる病院勤務医の増加が乏しい、あるいは医師の高齢化等により救急当番対応医師数の減少の懸念があります。一般的に市町村立病院は救急受け入れ件数の実績に対して医師数が相対的に少ない状況にある上に、医学部卒業生の研修希望先も救命救急センターを標榜する三次救急の施設に目が奪われ、二次救急施設にはマッチングが乏しい傾向が否めません。また、働き方改革(医師の時間外労働時間規

制)に関連しては、夜間でも救急患者を受け入れていることから「宿直許可」の取得が困難な可能性が高く、その点で、二次救急は働き方改革で深刻な影響を受ける領域と考えられています。

その解決には、適切な医師の増員が第一です。医学教育の段階から救急医療の重要性を医学生に周知し、それに呼応した健全な初期研修医のマッチング結果、さらには、専門医修練のキャリア形成や地域医療構想の中での救急医療実績に見合ったバランスの取れた医師配置への強力な後押しが必要でしょう。

済生館は明治の開設以来、約150年の歴史を歩み、山形市七日町という中心市街地の立地にあり、山形市の運営する唯一の市立病院として「断らない救急」「皆で対応する救急医療」を実践し、地域から絶対に必要とされる病院として住民から多くの期待と感謝を受けています。ここには職員の崇高な自覚と献身的に救急医療に貢献する姿があり、是非多くの若い医師達にも共に参画し一役を担って欲しいと期待しております。

救急医療は地域医療の充実度を示す指標として先鋭的存在で、住民から最も期待される医療資源ですが、一方で、容易に崩れやすい側面も有しています。二次救急医療の崩壊は三次救急にも影響を及ぼし地域医療への崩壊へも繋がります。まずは実績数に応じた二次救急告示病院への適切な医師数の配置が一つの解決策で、蔵王協議会のご理解と連携に基づいた大学からの派遣と、地域全体を俯瞰した適切な医師配置の実現が大切となります。救急医療の経験はFirst Aidという医師のキャリア形成の根幹であります。医師の生涯教育を担う教育機関として、蔵王協議会が県と共に地域医療構想の中で行司役を担い、二次救急施設での医師の臨床経験の重要性を認識しつつ、積極的な医師配置による救急医療体制の維持と構築について尽力頂けることを切に希望しております。



## 日本海ヘルスケアネットの取り組み ～地域フォーミュラリの運用～

日本海総合病院  
院長 島貫 隆夫

山形大学医学部ならびに蔵王協議会におかれましては、山形県の医療に多大な貢献をされていますこと、感謝申し上げます。

さて日本海総合病院は、旧市立酒田病院と旧県立日本海病院の再編・統合により新経営体として設立されました。地域との連携を重視しながら運営してきましたが、さらに次のステップとして、2018年4月より地域医療連携推進法人・日本海ヘルスケアネットとしての事業を展開しております。その内容を紹介するとともに、現在取り組んでいる地域フォーミュラリについて報告いたします。

北庄内地区の地域医療連携推進法人設立の狙いは、庄内地域における急速に進む少子高齢化、過疎化の状況の中で、山形県が進める地域医療構想の実現を図り、地域包括ケアシステムのモデルを構築し、医療、介護、福祉等の切れ目のないサービスを、将来にわたって安定的に提供することです。今までの病院最適化や施設最適化から脱却し、「地域最適化」を目指し、地域の各参加法人を事業体として継続させます。そのためには構想区域内における業務調整を通じて、診療、介護報酬を再配分し、地域を連結決算で管理し、地域の医療、介護事業の経営を持続可能なものにします。栗谷理事長の口癖は、「競争からさらなる協調・共存」です。

事業内容ですが、各施設での職員確保が最優先課題であったことから、人事交流、派遣体制整備を行っています。その一環として当院から看護師、薬剤師を出向させ、当直医師の派遣を行っています。職員の出向は、ニーズの変化に対応した医療職のキャリアパス形成に役立ち、在宅・介護の問題を考える学びとなり、複合化してきている患者への対応能力の向上が期待されます。また維持透析の集約化、病床機能分化による診療機能重点化にも取り組み、病床融通や調整、訪問看護ステーションの再編統合なども行っています。

もう一つの大きな事業が地域フォーミュラリになります。医療費増大という課題の中で医薬品の合理的な選択、医薬品の供給体制の効率化が求められています。そのようなことから当地区では地域フォーミュラリの推進に取り組んでいます。これは一定の地域における医師および薬剤師、その他医療関係者が協働作業を通じて共通の理解と了解を前提に作成し、地域の患者に対してEBMに則りながら有効性、安全性、経済性などの観点から総合的に最適であると判断され使用が推奨される

医薬品集および使用指針です。

令和2年度厚生労働科学特別研究事業に参加したのですが、地域フォーミュラリに関する医師の意識調査を実施し、興味ある回答が得られました。これは強制ではなく推奨なのですが、やはり運用開始前は「医師が自由に処方できなくなる」という懸念、後発品や経済面が優先されるのではないかとといった不安があったようです。しかし、酒田地区では6割～8割の医師が地域フォーミュラリを活用しており、その理由は「価格が安く、患者の自己負担が軽減される」、「標準的な薬物治療の推進につながる」、「次いで「診療所と病院間での薬剤差異の解消」そして「地域での処方薬が統一される」ことが期待されるということでした。多くの医師が、病院単独ではなく地域でフォーミュラリを実施することの必要性について深く認識しており、より安全な薬物治療の推進につながるその理念が十分に理解されている結果でした。

日本海ヘルスケアネットにおける地域フォーミュラリですが、2018年11月からPPI、 $\alpha$ -GI、2019年2月からARB、statinを、6月からビスホスホネート製剤、バイオシミラーを、11月から抗インフルエンザ薬、抗ヒスタミン薬を導入しました。その後2021年5月にはARB・カルシウム拮抗薬の合剤、ヘルペスウイルス感染症治療薬、神経障害性疼痛薬を導入しており、合計11品目となっています。

経済面のアウトカム評価を紹介します。薬剤費用の削減効果は導入初期が最も大きく、バイオシミラーと抗インフルエンザ薬を除いた9品目において、導入前後における北庄内の年間薬剤費の削減額は院外処方分だけで約1億3千万円でした。山形県酒田地区の院外処方率、人口割合から国全体での単純試算をしたところ、なんと1年間で約2500億円の削減効果となりました。

わが国では人口減少が明らかで、とりわけ地方の人口減と高齢化が加速度的に進んでいます。そのような中2019年度の国民医療費が43.4兆円に達し、今後益々増加すると予測されます。このような事実を前に限られた医療財源の効率的な活用が求められています。そのためにも地域フォーミュラリの導入・推進が必要だと考えています。「まず隗より始めよ」ということで、できることから取り組んでいるところです。今後はさらに全国に広げられることを期待しています。



## 西川町民の医療の砦を守るために

西川町立病院  
院長 武田 隆

令和4年4月1日から西川町立病院院長に就任いたしました武田隆です。天童市出身で、昭和61年に自治医科大学を卒業し、山形県立中央病院(以下県中)で研修(消化器一般外科専攻)し、平成元年から2年間川西町立病院、平成3年度は県中、平成4年度から当院に就職しました。自治医科大学県人会の大先輩から、「田舎に骨を埋めるつもりで務めるように」と訓示を受け、自治医科大学卒業後の9年間のへき地勤務の義務年限を終了してからもずっと継続して当院で医師を続けてきました。前院長の須貝昌博先生の指導のもと、手術に追われる毎日でしたが、時代も移り変わって、町民に求められる病院の役割も変わってきて、最近数年間は手術適応患者は大きな病院に紹介させていただいております。還暦を過ぎてまもなく定年退職を迎えますが、初志貫徹で頑張りたいと思っております。

西川町は昭和29年10月に西山村、川土居村、本道寺村、大井沢村が合併して誕生しました。山形県のほぼ中央、山形市の西方約30kmに位置して、月山や朝日連峰に囲まれています。総面積の95%が山林で、平地の可住面積は3.2%に過ぎませんが、大変自然豊かです。人口は減少し続けており、令和2年10月には4956人と5000人を割り込み、65歳以上の高齢化率も44.6%と県内1位です。しかしながら、健康寿命は県内ではトップであるそうで嬉しく思っています。

西川町立病院は昭和32年5月に旧川土居村診療

所から改組、昭和52年に現在の海味地区に新築移転開設いたしました。平成4年には老健施設のケアハウス西川(現在は特養施設)開設、平成5年には町の保健福祉課が入る保健センターを開設し、渡り廊下で3施設を結んで、保健-医療-福祉の一元化を実現してきました。山形県内では一番小規模な町立病院ですが、西川町には開業医はおらず、町立病院が唯一の医療機関なので、医療の砦としてなんとか存続させなくてはなりません。常勤の医師4人は全員が自治医科大学の卒業生で地域医療を守ろうと頑張っています。平成25年から内科、外科を包括した総合診療科体制を開始しています。

しかしながら、常勤医のみでは地域医療は続けられません。平日の診療、日直当直における非常勤医の派遣応援等にて、蔵王協議会の皆様のご協力をいただいております。透析診療においては、山形大学の他に自治医科大学、新潟大学からも協力をいただいております。また、山形大学整形外科からの週一回の外来診療は、患者数が増えて定時に終了できないときが多くみうけられ、心苦しく思っております。これからも御支援御指導の程よろしくごお願い申し上げます。

## 1. 定期総会

### 【令和3年度定期総会】

書面開催

議決があったものとみなされた日：令和4年4月8日（金）

議事：

#### （1）決議事項

- ①令和4年度蔵王協議会執行委員及び監事について
- ②蔵王協議会会則の改正について
- ③山形医師適正配置委員会規程の改正について
- ④令和3年度蔵王協議会決算について
- ⑤令和4年度蔵王協議会予算について

#### （2）報告事項

- ①山形大学関連病院会会員の異動
- ②関連医療施設部会からの報告
- ③研修部会からの報告
- ④評価・企画・広報部会からの報告
- ⑤山形県医療安全支援協議会からの報告



2019年3月26日開催の総会の様子

## 2. 各種委員会

### ■運営委員会

#### 【令和3年度第1回】

日時：令和4年3月1日（火）14:00～14:22

場所：Zoom開催

議事：

#### （1）決議事項

- ①令和4年度蔵王協議会執行委員の選出及び監事の推薦について
- ②山形医師適正配置委員会規程の改正について
- ③令和3年度蔵王協議会決算について
- ④令和4年度蔵王協議会予算について

#### （2）その他

- ①山形医師適正配置委員会に関連した利益相反について

#### 【令和3年度第2回】

書面開催

議決があったものとみなされた日：令和4年3月25日（金）

議事：

#### （1）決議事項

- ①令和4年度蔵王協議会執行委員の選出及び監事の推薦について
- ②蔵王協議会会則の改正について

#### （2）その他

- ①令和3年度山形医師適正配置委員会審議状況について
- ②山形医師適正配置委員会に関連した利益相反について

### ■山形医師適正配置委員会

#### 【令和3年度第1回】

日時：令和3年12月1日（水）10:30～11:25

場所：山形大学医学部第一会議室

議事：

#### （1）常勤医師等の派遣要望について

- ①町立金山診療所
- ②至誠堂総合病院
- ③山形県立新庄病院
- ④寒河江市立病院
- ⑤山形済生病院
- ⑥国立病院機構山形病院
- ⑦公立置賜総合病院

#### （2）山形医師適正配置委員会規程の改正について

#### （3）その他



## 医師としての壁、そして研修医へ

山形大学医学部附属病院

初期研修医 花谷 拓海

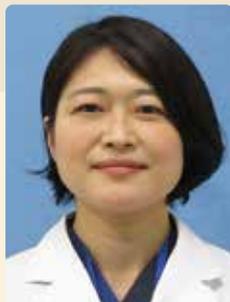
この度はこのような貴重な機会をいただきましてありがとうございます。今年度4月より、山形大学医学部附属病院に勤めております初期研修1年目の花谷拓海と申します。この場をお借りしまして、研修医1年目としての所感を述べさせていただきます。

まず、臨床の現場では大学病院の特性から非常に複雑な病態の方に対する治療を行っているため、様々な場面に遭遇します。この現場において日々の診療を行っていく上で「治療法がわかる」と「治療ができる」との間には大きな壁があることを痛感します。上級医がいかに理路整然と診療をしているかということに力量の圧倒的な差、すなわち圧倒的な壁を痛感しながら日々研修をしています。日常の診療で疑問に感じたことをその場で全て解決するのは難しい場合もあるため、適宜メモを取り、忘れないように付箋等を貼り、時間がかかっても極力解決するように書物、論文等の文献を読み重ねながら研鑽しております。

また、私自身の志望科は既に決まっておりますが、志望科に即した臨床研修プログラムも大学の魅力的な部分です。志望科の指導医、研修先の指導医の先生方の手厚いサポートを受け、自分の将来像をどのようにしていくのかを柔軟に決めることができ

ます。また、志望科が決まっていない場合でも、最先端の医療を学ぶことによって山形でどのような医療の将来を担っていきたいのかという明確なビジョンを得ることが可能です。どの科の研修においても、どのように将来自分の目指す科とつながっているのかを俯瞰的に見ながら研修を積むことができるほか、どのような知識があると今後の自分に役立つかを自身に問いながら充実した研修生活を送ることができます。そのような柔軟な臨床研修プログラムに加えて、学会における研修医の参加、発表等を積極的に行っております。近年はCOVID-19の影響もあり、オンラインという形が多くなりましたが、全国、全世界の学術的な一面に触れることができるのも大学ならではの研修生活です。最先端の医療を学ぶうちに、自身がいかに未熟な存在であるかということを日々痛感しながら、いつか高い壁を乗り越えられるよう精励恪勤して参る所存です。

最後になりますが、蔵王協議会の皆様、上級医の方々、病院スタッフの皆様には、日頃よりお心遣いいただきまして心より感謝申し上げます。今後とも精進して参りますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしく願います。



## 山形大学医学部附属病院での 研修を通して

山形大学医学部附属病院

初期研修医 齋藤 翔子

初期研修医 2年目の齋藤翔子と申します。山形大学医学部附属病院にて昨年度より研修をしています。この度は貴重な機会をいただきましてありがとうございます。この場をお借りして、研修から1年半経った今、山形大学医学部附属病院での研修を通して学んできたことを振り返って書かせていただきます。

昨年度4月、研修医として病棟で勤務を始めたときは、知識量の不足と、臨床現場のスピード感についていけないことに日々未熟さを痛感していました。それは今も変わらず、毎日新しい難題、疑問にぶつかっています。気づけば研修も1年半終わり、残すところ半年となってしまった今、1年半の研修で大切だと思ったことは学ぶ姿勢です。

学生時代は与えられた問題を解決するという事に首座を置いて勉強してきました。もちろん学問の本質は自分から問題を見出しそれについて探求することだろうということは理解しています。ただ医学生生活の集大成が医師国家試験であり、試験が1問1答の問題形式を取っている性格から、受験前は受け身の勉強になりがちでした。しかし臨床に出てみると受け身の勉強の姿勢ではあつという間に臨床現場のスピードに取り残されてしま

うことを実感しました。目の前には患者さんという貴重な臨床体験が充実しており、当たり前ですがそれぞれの症例が国家試験のように単純明快なものばかりではありません。患者さんの主訴をとっても、検査結果1つとっても、多くの併存疾患や背景が絡んだ難解で複雑なものとなっています。忙しい研修の中で受け身の姿勢でいると、それらの貴重な体験を取りこぼしてしまうことが多くありました。限られた時間の中で全ての症例を探求することは不可能ですが、積極的な姿勢で一つ一つの症例から生きた疑問を見つけていくことが大切だと思いました。研修中の私にとってそれは非常に難しいことでしたが、患者さんの臨床所見から何を読み解くべきか、何を考えるべきか、研鑽と豊富な経験に基づいた上級医の先生方のご指導によって日々の研修がより充実したものとなりました。

山形大学医学部附属病院の先生方、また県内の先生方、医療スタッフの方々にご指導いただき、1年半の研修はあつという間ですが非常に充実したものでした。積極的な姿勢で学び続けますので、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いたします。



山形大学医学部附属病院 放射線治療科

萩原 靖倫

## 投資のすすめ

自己研鑽をどう捉えているだろうか。不法労働の一形態か何かと勘違いされていないだろうか。私としては、その是非はさておき、労働者であればこそ自己価値を高めるために、投資としての自己研鑽をお勧めしたい。

労働者としての医師には大きく二つの方向性がある。一つは専門性を高める方向性である。その専門性を発揮できる雇用先が限られる場合もあるが、時代の先端を目指すことには大きな魅力を感じる。もう一つは競合の医師が積極的でない分野を含む汎用性を高める方向性である。一般に専門特化人材より重宝され、常に必要とされることには大きな魅力を感じる。実際には片方を選ぶのではなく、自らの志向にあわせてこれらを組み合わせるわけだが、こうして高められた労働者としての価値が魅力的な職場やポストに自らを誘うのではないだろうか。運のよさも重要だが、魅力的な職場やポストへのエントリーには、一定以上の能力が前提となる。そのための自己投資を惜しんではならない。目的意識のある自己研鑽が重要である。

なお、各自が医師であるためにかけられるコストには時間、体力なにをとっても限りがある。また趣味嗜好やパートナー、家族にも一定以上のコストがかかる。有限のコストを分配して自身の目指す人生を実現せねばなら

ない。例えば自身は一線級の放射線治療医であることと、家庭の団らんに重点をおいている。その結果、放射線治療以外については医師としての汎用性は失われているが、後悔していない。

ここで、私同様に専門性を磨く方向性を考えている研修医、専攻医の先生方に助言したい。早期からの資産を育てるための投資活動をお勧めする。複利は強力である。超長期保有を前提に国内外の株式等を取得し、配当金による収入下支えや再投資による資産形成が実現できれば、自己研鑽のチャンスを不意にするリスクが低減できる。専門分野を磨くための研修と高給とは両立しがたいが、自分の生活は削れても、家族の生活や子の教育は削りがたい。しかし研修や留学のチャンスを前にして、金銭的な余裕不足で諦めるのはあまりにも残念である。また自転車操業のような生活は、金銭労働の必要から、毎日の学びの時間を確実に圧縮してしまう。学びの時間を捻出し、チャンスを確実につかむために、資産の準備は有効ではないだろうか。

最後に、自己研鑽を含むすべての投資は自己責任であることを強調して終わりたい。どこにどんな投資をするのか、しないのか、その得失を含めてすべては個人の選択とその結果なのである。

## 蔵王協議会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会を蔵王協議会と称する。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な連携と協力により山形大学並びに関連医療施設の医学・医療の充実と発展を図り、人材養成と地域医療の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 卒後臨床研修体制の整備等に関すること。
- (2) 関連医療施設との連携に関すること。
- (3) 地域医療構想への対応に関すること。
- (4) 地域の医師の適切な配置に関すること。
- (5) 医療事故調査制度への対応に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 山形大学医学部教授会構成員及び山形大学医学部教室委員会会員
  - (2) 山形大学関連病院会会長
  - (3) 山形大学関連病院会に加盟する各病院の代表者
  - (4) 山形県、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会及び山形県助産師会の代表者
- 2 代表者が会員となっている団体において、代表者に交替があったときは、後任の者が会員資格を引き継ぐものとする。

### 第4章 組織及び役員等

(組織)

第5条 本会の議決機関として総会を置く。

2 本会の運営及び事業を円滑に行うため、本会に運営委員会を置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 執行委員 13人

2 役員は、第11条に規定する監事を兼務することはできない。

(会長)

第7条 会長は、山形大学医学部長とする。

2 会長は会務を統括し、本会を代表する。

(副会長)

第8条 副会長は、山形大学医学部附属病院長、山形大学関連病院会会長及び山形県医師会会長とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

3 第2項により、会長の職務を代理する副会長

の順位については、予め会長が指名し、総会の承認を得ておくものとする。

(執行委員)

第9条 執行委員は、次の者とする。ただし、第4号及び第5号の者については、第5条第2項に規定する運営委員会において選出し、総会において承認を得なければならない。

- (1) 山形大学医学部教室委員会の代表者
- (2) 山形県の代表者
- (3) 山形県歯科医師会の代表者
- (4) 山形大学医学部教授会構成員から5人  
(基礎医学系から1人、臨床医学系から4人)
- (5) 山形大学関連病院会加盟病院から5人  
(公立病院から3人、民間病院から2人)

2 執行委員は、運営委員会に出席し、運営委員会が所掌する事項について職務を行う。

(任期)

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(監事)

第11条 本会に、監事を2人置く。

2 監事は、第4条第1項に規定する会員のうち、山形大学医学部教授会構成員から1人、山形大学関連病院会加盟病院から1人を、運営委員会が推薦し、総会において決定する。

3 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

4 監事の任期等については、第10条を準用する。

### 第5章 総会

(開催)

第12条 総会の議長は、会長をもって充てる。

2 総会は、会員で構成する。

3 第4条第1項第3号及び第4号に規定する会員について、やむを得ない理由により、総会に出席できない場合は、会員の属する団体等の職員に代理させることができる。

4 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、議長に委任状を提出した場合は、出席に代えるものとする。

5 総会は、原則として年1回3月に定期開催するものとし、会長が招集する。その他、会長が必要と認めた場合は、臨時の総会を招集することができる。また、会長を除く運営委員会の委員の5分の2以上から請求があった場合は、会長は速やかに臨時の総会を開催しなければならない。

6 総会の議決は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

7 自然災害等のやむを得ない事情で総会の開催ができないと会長が判断したときは、書面等をもって表決することができる。

(議決事項)

第13条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 第9条第1項第4号及び第5号に規定する執行委員の承認並びに第11条第2項に規定する監事の決定
- (2) 事業計画
- (3) 事業報告
- (4) 予算
- (5) 決算
- (6) 蔵王協議会会則、蔵王協議会部会規程及び蔵王協議会部会規程第5条に規定する小委員会規程の変更
- (7) 第16条第1項第6号により議決された事項

- の承認  
(8)その他、本会の運営に関する重要な事項

## 第6章 運営委員会 (構成)

第14条 運営委員会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)会長
  - (2)副会長
  - (3)執行委員
  - (4)第17条第1項に規定する各部会の部会長
- 2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、参考意見を聴くことができる。

(開催)

第15条 運営委員会の委員長は、会長をもって充てる。

- 2 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 運営委員会は、委員の2分の1以上から開催の要請があった場合には、臨時に開催するものとする。
- 4 運営委員会は、第14条第1項に規定する構成員の過半数の出席により成立する。ただし、委員長に委任状を提出した場合は、出席に代えるものとする。
- 5 運営委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 6 急を要すると委員長が判断した議決事項について、書面等をもって表決することができる。

(議決事項)

第16条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1)第9条第1項第4号及び第5号に規定する執行委員の選出
- (2)第11条第2項に規定する監事の推薦
- (3)第13条に規定する総会議決事項の協議
- (4)部会及び蔵王協議会部会規程第5条に規定する小委員会への事業の委任・調整
- (5)本会への要望事項の協議等
- (6)総会の議決が必要な事項について、緊急を要するため、総会の招集を待つことができない事項。ただし、直近に開催される総会に報告し、承認を得なければならない。

## 第7章 部会 (部会)

第17条 本会の目的達成のため次の部会を置く。

- (1)関連医療施設部会
  - (2)研修部会
  - (3)評価・企画・広報部会
- 2 各部会の委員は、会長が副会長と合議の上、指名するものとする。
  - 3 各部会の部会長及び副部会長は、各部会の委員から会長が副会長と合議の上、指名するものとする。
  - 4 各部会の部会長、副部会長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
  - 5 委員の構成については、蔵王協議会部会規程に定める。

## 第8章 事務局 (事務局)

第18条 本会の事務局を山形大学飯田キャンパス事務部総務課内に置く。

- 2 事務局は、事業の円滑な実施に必要となる事務及び会計に関する事務を行う。

## 第9章 会計 (会計)

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の運営に必要な経費は、蔵王協議会会費規程に規定する会費及びその他の収入をもってこれに当てる。

附 則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成15年3月29日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成18年12月5日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成24年12月7日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成29年8月18日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成30年9月15日から施行する。

附 則

1 この改正会則は、令和2年10月6日から施行する。

2 令和2年度に限り、第9条第1項に規定する執行委員の選出を会長、副会長に一任する。

附 則

この改正会則は、令和4年4月8日から施行する。

## 蔵王協議会部会規程

(趣旨)

第1条 蔵王協議会会則第17条第5項の規定に基づき、部会の構成を定める。

2 会長が必要と認めるときは、構成以外の者を委員に加えることができる。

(関連医療施設部会)

第2条 関連医療施設部会は、山形大学と関連医療施設との連携について協議し、次の委員をもって構成する。

- (1)医学部教授会構成員 3人
- (2)関連病院会構成員 3人
- (3)医学部教室員会構成員 1人
- (4)初期研修医 2人

2 前項第4号の委員については、必要に応じて、蔵王協議会会長が指名する。

(研修部会)

第3条 研修部会は、卒前教育、初期臨床研修か

ら専門研修までの研修体制等について協議し、次の委員をもって構成する。

- (1)医学部教授会構成員 3人
- (2)関連病院会構成員 3人
- (3)医学部教室員会構成員 1人
- (4)初期研修医 2人
- (5)医学部学生 3人

2 前項第4号及び第5号の委員については、必要に応じて、蔵王協議会会長が指名する。

(評価・企画・広報部会)

第4条 評価・企画・広報部会は、蔵王協議会が実施する事業の評価、企画、広報等について協議し、次の委員をもって構成する。

- (1)医学部教授会構成員 3人
- (2)関連病院会構成員 3人
- (3)医学部教室員会構成員 1人
- (4)初期研修医 2人
- (5)医学部学生 3人

2 前項第4号及び第5号の委員については、必要に応じて、蔵王協議会会長が指名する。

(小委員会)

第5条 会長が必要と認めるときは、部会の下に小委員会を設けることができる。

2 小委員会の運営については、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成15年3月29日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成21年3月17日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年9月15日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年4月5日から施行する。

## 蔵王協議会会費規程

第1条 蔵王協議会会則第19条第2項の規定に基づき、各構成員の年会費を次のとおり定める。

- (1)山形大学医学部教授会 300,000円
- (2)関連病院会 27,500円に  
加盟病院数を乗じた額
- (3)山形大学医学部教室員会 200,000円

附 則

この規程は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この改正規程は、令和3年4月5日から施行する。

## 山形大学関連病院会会則

(構成・名称)

第1条 本会は、山形大学に関連する医療施設を会員として構成し、山形大学関連病院会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦、研修を図るとともに、蔵王協議会と密接な連携を取りながら卒業臨床研修及び地域医療の充実に寄与することを目的とする。

2 本会は、蔵王協議会に加盟するものとする。

第3条 本会会員は、前条の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第4条 会員になろうとする者は、所定事項を記入した入会申込書(別紙様式1)を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(事務所)

第5条 本会は、事務所を蔵王協議会事務局内に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1人
- (2)副会長 1又は2人
- (3)評議員 若干人
- (4)監事 2人

2 会長は、総会で会員の中から選出する。

3 副会長及び評議員は、会員の中から会長が委嘱する。

4 監事は、総会で選出する。

5 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

2 定例総会は、年1回会長が招集する。

3 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

(経費)

第8条 本会の運営に要する経費は、会費(年30,000円)及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付し退会届(別紙様式2)を会長に提出しなければならない。

2 本会則を遵守しないとき又は山形大学関連病院会並びに蔵王協議会の名誉を毀損する行為があったときは、役員全員の合意に基づき、当該会員を退会させることができる。

3 会員の退会にあたり本会に既に納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

附 則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年3月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年1月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年7月19日から施行する。

## 蔵王協議会役員・監事一覧

### ◆役員

<b>会 長</b>	山形大学医学部長 上野 義之					
<b>副 会 長</b>	山形大学医学部附属病院長 佐藤 慎哉	山形大学関連病院会会長 栗谷 義樹	山形県医師会長	中目 千之		
<b>執 行 委 員</b>	山形大学医学部教室委員会会長 蜂谷 修	腎泌尿器外科学講座教授 土谷 順彦	山形県立中央病院長	武田 弘明		
	山形県健康福祉部医療統括監 阿彦 忠之	皮膚科学講座教授 鈴木 民夫	山形市立病院済生館病院事業管理者	貞弘 光章		
	山形県歯科医師会会長 富田 滋	整形外科科学講座教授 高木 理彰	米沢市立病院病院事業管理者	渡邊 孝男		

### ◆監 事

<b>監 事</b>	産科婦人科学講座教授 永瀬 智	東北中央病院長	田中 靖久
------------	-----------------	---------	-------

## 山形大学関連病院会加盟病院一覧

	No.	病 院 名	代表者名		No.	病 院 名	代表者名
国 立	1	国立病院機構山形病院	川並 透		43	二本松会 かみのやま病院	村岡 義明
	2	国立病院機構米沢病院	飛田 宗重		44	山形さくら町病院	江口 拓也
県 立	3	山形県立河北病院	深瀬 和利		45	医療法人 舟山病院	鬼満 圭一
	4	山形県立こども医療療育センター	伊東 愛子		46	みゆき会病院	安藤 常浩
	5	山形県立新庄病院	八戸 茂美		47	山形済生病院	石井 政次
	6	山形県立こころの医療センター	神田 秀人		48	山形厚生病院	小林 健一
	7	山形県立中央病院	武田 弘明		49	矢吹病院	政金 生人
	8	寒河江市立病院	後藤 康夫		50	横山病院	横山 智之
	9	鶴岡市立荘内病院	鈴木 聡		51	丹心会 吉岡病院	吉岡 信弥
市 立	10	天童市民病院	高畠 典明	県 内 医 療 機 関	52	社会医療法人公徳会 若宮病院	田中 武
	11	山形市立病院済生館	貞弘 光章		53	明石医院	伊藤 義彦
	12	米沢市立病院	渡邊 孝男		54	大島医院	大島 扶美
	13	尾花沢市中央診療所	本間 直之		55	医療法人霞晴堂 白田医院	白田 一誠
	14	鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	武田 憲夫		56	長清会 長岡医院	櫻井 清陽
町 立	15	朝日町立病院	小林 達		57	医療法人社団 鈴木内科医院	鈴木 哲治
	16	小国町立病院	伊藤 宏		58	医療法人光仁会 PFC JAPAN CLINIC 山形	鈴木 庸夫
	17	町立金山診療所	高橋 鴻志		59	吉川記念病院	吉川 順
	18	白鷹町立病院	藤島 丈		60	庄内余目病院	寺田 康
	19	公立高畠病院	泉谷 健		61	医療法人徳洲会 新庄徳洲会病院	笹壁 弘嗣
	20	西川町立病院	武田 隆		62	(医)伍光会 北村山在宅診療所	肌附 英幸
	21	町立真室川病院	室岡久爾夫		63	産婦人科 小児科 三井病院	三井 卓弥
	22	最上町立最上病院	佐藤 俊浩		64	医療生協やまがた 鶴岡協立リハビリテーション病院	茂木 紹良
公 立	23	公立置賜総合病院	林 雅弘		65	医療法人健友会 本間病院	菅原 保
	24	公立置賜南陽病院	横澤 秀一		66	医療法人社団明山会 山形ロイヤル病院	熱海 裕之
	25	公立置賜長井病院	齋藤 秀樹		67	医療法人社団愛陽会 三川病院	錦織 靖
	26	北村山公立病院	國本 健太		68	南陽矢吹クリニック	星 光
県 内 医 療 機 関	27	日本海総合病院	島貫 隆夫	県 外 医 療 機 関	69	岩手県立千厩病院	佐藤 一
	28	日本海酒田リハビリテーション病院	鈴木 晃		70	石巻赤十字病院	石橋 悟
	29	医療法人社団斗南会 秋野病院	伊藤 正尚		71	泉整形外科病院	高原 政利
	30	尾花沢病院	渋谷 磯夫		72	地域医療機能推進機構 仙台病院	村上 栄一
	31	小原病院	小原 正久		73	医療法人徳洲会 仙台徳洲会病院	佐野 憲
	32	医療法人社団 小白川至誠堂病院	大江 正敏		74	みやぎ県南中核病院	宮崎 修吉
	33	社会医療法人公徳会 佐藤病院	沼田由紀夫		75	医療社団法人青空会 大町病院	猪又 義光
	34	三友堂病院	仁科 盛之		76	太田西ノ内病院	新保 卓郎
	35	三友堂リハビリテーションセンター	穂坂 雅之		77	呉羽総合病院	緑川 靖彦
	36	至誠堂総合病院	小林 真司		78	鳴瀬病院	鳴瀬 淑
	37	篠田総合病院	篠田 淳男		79	柊記念病院	太田 守
	38	清明会 PFC HOSPITAL	池谷 龍一		80	<small>地方独立行政法人埼玉県立病院機構</small> 埼玉県立循環器・呼吸器病センター	柳澤 勉
	39	千歳篠田病院	木村 正之		81	立川総合病院	岡部 正明
	40	天童温泉篠田病院	細谷 幸雄		82	寿泉堂総合病院	佐久間 潤
	41	鶴岡協立病院	堀内 隆三		83	岩手県立遠野病院	郷右近祐司
	42	東北中央病院	田中 靖久				